

議案第44号

佐野市消防団条例の改正について

佐野市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市消防団条例の一部を改正する条例

佐野市消防団条例（平成17年佐野市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、副団長」を「及び副団長」に改める。

第12条第1号中「当たること」を「当たる心構えを持つこと」に改め、同条に次の3号を加える。

(5) 消防長又は消防署長の命のないときは、職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を毀損しないこと。

(6) 消防団又は団員の名義をもって寄附の募集又は営利行為をしないこと。

(7) 消防団又は団員の名義をもって政治活動又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

第13条第2項を同条第3項とし、同条第1項の表以外の部分中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項の表中

報酬額

 を

--

報酬額（円）

 に改め、同表団長の項中「217,000円」を「217,000」に改め、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第13条に次の1項を加える。

4 団員が別表の左欄に掲げる活動に従事した場合は、それぞれ中欄に掲げる支給単位に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を出動報酬として支給する。

第14条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条中「第13条第2項及び前条第4項」を「第13条第3項及び前

条第3項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

区分	支給単位	報酬額（円）
災害対応	従事した時間が7時間45分以上 のとき 1日につき	8,000
	従事した時間が7時間45分未満 のとき 1日につき	4,000
警戒、訓練等	1回につき	2,000
市が主催する 行事等	1日につき	4,000

備考

- 1 災害対応の場合であって、同一の事由による活動が2日以上にわたるときは、当該活動に従事した時間が7時間45分未満のときは当該活動を開始した時刻の属する日と同一の日の活動とし、当該活動に従事した時間が7時間45分以上のときは当該時間が7時間45分を経過するごとに1日の活動として報酬額を算出する。
- 2 災害対応の場合であって、同一の日に活動が2回以上あったときは、それぞれの従事した時間の合計により報酬額を算出する。
- 3 災害対応を除く場合であって、同一の日に活動が2回以上あったときは、当該活動ごとに報酬額を算出し、その合計額を支給する。ただし、1日につき4,000円を上限とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐野市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生ずる報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例

による。

理 由

佐野市消防団員の遵守事項、報酬及び費用弁償を改めるため、本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市消防団条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>(団長等の任期)</p> <p>第6条 団長、副団長（支団長及び副支団長をいう。以下同じ。）（以下「団長等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の団長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 常に水火災その他の災害の予防及び警戒に留意し、災害に際しては全力を挙げてこれに当たること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、次に定める報酬を支給する。</p>	<p>(団長等の任期)</p> <p>第6条 団長及び副団長（支団長及び副支団長をいう。以下同じ。）（以下「団長等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の団長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 常に水火災その他の災害の予防及び警戒に留意し、災害に際しては全力を挙げてこれに当たる心構えを持つこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 消防長又は消防署長の命のないときは、職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を毀損しないこと。</u></p> <p><u>(6) 消防団又は団員の名義をもって寄附の募集又は営利行為をしないこと。</u></p> <p><u>(7) 消防団又は団員の名義をもって政治活動又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、次に定める年額報酬を支給する。</u></p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">基礎</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td style="text-align: right;">217,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	基礎	報酬額	団長	年額	217,000円	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">基礎</th> <th style="text-align: center;">報酬額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td style="text-align: right;">217,000</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	基礎	報酬額 (円)	団長	年額	217,000	(略)	(略)	(略)
職	基礎	報酬額																	
団長	年額	217,000円																	
(略)	(略)	(略)																	
職	基礎	報酬額 (円)																	
団長	年額	217,000																	
(略)	(略)	(略)																	

2 (略)

(費用弁償)

第14条 団員が、水火災その他災害、警戒又は訓練の職務に従事したときは、1回につき2,350円を費用弁償として支給する。

2 (略)

3 (略)

4 前3項の規定による費用弁償は、市長が必要と認めるときは、支給することができる。

(支給方法)

第15条 第13条第2項及び前条第4項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年佐野市条例第46号)の例による。

(新設)

3 (略)

4 団員が別表の左欄に掲げる活動に従事した場合は、それぞれ中欄に掲げる支給単位に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を出動報酬として支給する。

(費用弁償)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定による費用弁償は、市長が必要と認めるときは、支給することができる。

(支給方法)

第15条 第13条第3項及び前条第3項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年佐野市条例第46号)の例による。

別表 (第13条関係)

<u>区分</u>	<u>支給単位</u>	<u>報酬額 (円)</u>
<u>災害対応</u>	<u>従事した時間が7時間45分以上のとき 1日につき</u>	<u>8,000</u>
	<u>従事した時間が7時間45分未満のとき 1日につき</u>	<u>4,000</u>
<u>警戒、訓練等</u>	<u>1回につき</u>	<u>2,000</u>
<u>市が主催する行事等</u>	<u>1日につき</u>	<u>4,000</u>

備考

- 1 災害対応の場合であって、同一の事由による活動が2日以上にわたるときは、当該活動に従事した時間が7時間45分未満のときは当該活動を開始した時刻の属する日と同一の日の活動とし、当該活動に従事した時間が7時間45分以上のときは当該時間が7時間45分を経過するごとに1日の活動として報酬額を算出する。
- 2 災害対応の場合であって、同一の日に活動が2回以上あったときは、それぞれの従事した時間の合計により報酬額を算出する。
- 3 災害対応を除く場合であって、同一の日に活動が2回以上あったときは、当該活動ごとに報酬額を算出し、その合計額を支給する。ただし、1日につき4,000円を上限とする。